

前回（第4回）審議時における委員からのご意見について（事後調査）

1 必要性の判断基準について

事後調査とは

環境保全措置が「将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合」に、「環境状況把握のために行う調査」

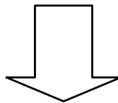
（事後調査の必要性の判断基準）

環境への影響の重大性に応じて、

- ① 選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合
- ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ③ 工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ④ 効果の不確実性等が懸念される代償措置を講ずる場合

（ご意見）

- ・5番目に、「その他市長が必要と認める場合」なども、あると思います。（会長）
- ・項目を限って事後調査をするということであれば、①～④で済むのではないか。（村尾副会長）
- ・確かに①～④に全部含まれると思うのですが、事業者は、いつまで調査をさせるのかという思いがあるとします。事業者に対する説明として、時間を要するからと一言あるのはいいのかなという気がします。（西川委員）
- ・私は、①～④まででいいのかなという気が致します。今現在、想定外のものがあり得るとすれば、「その他市長が必要と判断する場合」もあっていいかと思います。（半澤委員）
- ・事後調査に関する解釈指針のようなものを別途つくっておいて、それを参照しながら解釈していく、方法もあると思います。（遠井委員）



対 応

- 1 ①～④の判断基準を継続する。
- 2 ⑤として、「その他市長が必要と認める場合」等を追加することについて、検討を続ける。
- 3 技術指針において、上記の判断基準の解釈や例示などを記載する。

2 事業者見解書、市長意見、審議会関与について

(ご意見) 導入するべきである。

3 審議会への事業者の出席について

審議会の条例上の位置づけ



(札幌市環境影響評価条例)

第45条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、**市長の諮問に**応じて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するため、札幌市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(札幌市環境影響評価審議会規則)

第5条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、審議会に事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。